

〇〇クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「〇〇クラブ」(以下、「クラブ」という。)と称する。

(構成)

第2条 本クラブは、諏訪市内に在籍する生徒及び諏訪市内に在住する中学生とその保護者、及び善意の奉仕協力者をもって構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、〇〇クラブの活動を通じて、〇〇〇〇の基本と楽しさを伝え、〇〇〇〇の技術を磨くとともに健全な心身の育成を図り、スポーツの振興、〇〇〇〇界の発展に寄与することを目的とします。

(上部団体加盟)

第4条 本クラブは、〇〇協会に加入し、積極的にその活動に参加する。

(事業年度)

第5条 本クラブの事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定は、年度の事情により時期を変更することができる。

第3章 保護者会

(保護者会)

第6条 本クラブに、保護者会を置く。

2 保護者会には、会員の保護者全員が入会するものとする。

(活動)

第7条 保護者会は、本クラブの活動が円滑に行えるよう練習及び大会等に関する以下の活動を行う。

(1) 本クラブの練習及び大会の運営に関すること。

(2) 本クラブの活動で使用する用具の購入及び施設整備に関すること。

(3) その他、保護者会が本クラブの運営に必要と認めた活動に関すること。

(役員)

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計2名、会計監査2名、運営1名、連盟運営1名、監督1名、
コーチ若干名、審判若干名、学年責任者

2 前項に掲げる役員のほか、クラブ運営に必要な役員を置くことができる。

(役員の選出)

第9条 役員は、保護者が推薦し総会で承認を得るものとする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本クラブを代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき、また必要に応じて中体連終了後からこれを代行する。

(3) 会計は、運営と協力して出納を掌る。用具、備品等の購入を行う。

(4) 会計監査は、副会長が兼務し、本クラブの当該年度の収支全般について厳正に精査する。

(5) 運営は、練習及び大会日程の調整、練習で使用する会場の確保、準備運営に当たるほか、会務全般について会長を補佐する。

(6) 連盟運営は、〇〇協会の主催する大会への参加申し込みに伴う手続きを行うとともに、必要に応じて大会役員として大会運営に協力する。

(7) 監督は、練習の指導及び大会の指揮を執る。

(8) コーチは、監督と連絡を密にし、これを補佐する。

(9) 審判は、大会の審判の手配及び審判技能向上を図る。

(10) 学年責任者は、当該学年会員への連絡調整にあたる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、毎年△月に改選する。ただし再選は妨げない。

2 会員資格を失効した場合、または役員が転勤などの事情により任期途中で補欠になった場合、補欠の役員を役員会の決議で選任することができる。

第4章 会議

(会議)

第12条 本クラブの会議は総会と役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、本クラブの最高意思決定機関で、会員の保護者と役員を持って構成し、毎年△月に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時にこれを招集することができる。

- 2 総会の議長は役員の中から選出し、議事は出席者の過半数をもって決する。また、兄弟会員数にかかわらず、その属する世帯につき一票を付与するものとする。

(総会の議決及び承認事項)

第 14 条 総会における議決及び承認事項は次のとおりとする。

- (1) 活動報告及び活動計画に関する事項
- (2) 決算報告及び予算案に関する事項
- (3) 規約の改定及び改廃に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項

(役員会)

第 15 条 役員会は、総会に次ぐ会議で、役員をもって構成し、練習方法その他大会及び本クラブの運営、活動等に係る事項について協議する。

- 2 招集は、必要の都度会長が招集する。

第 5 章 会員及び会計

(会員の加入・退会の手続き)

第 16 条 本クラブへの加入または脱退は、自由な意思に基づくものである限りこれを認める。

- 2 本クラブに加入しようとする者は、入会申込書に入会金を添え、会長に提出しなければならない。
- 3 本クラブを退会しようとする者は、退会届(任意様式)を会長に提出しなければならない。

(最高学年の会員資格)

第 17 条 3 年生は、卒業をもって退会とする。但し、会費の納入は、中体連が終了した当該月までとする。

(会員の義務)

第 18 条 本クラブの活動に支障を来たす恐れのある他の団体における活動は控える。但し、他のクラブへの加入を妨げるものではない。

- 2 会員は、本クラブの目的に反する行為をしてはならない。

(会費)

第 19 条 本クラブの経費は、会費、寄付金をもって充てる。

- 2 会費は、月 3, 0 0 0 円とする。
- 3 会長が必要と認めた場合、臨時徴収することができる。
- 4 途中入会は、入会した時点から徴収する。
- 5 途中退会は、既納の当該月会費について、在籍日数に応じて日割りで返金する。

(会計報告)

第 20 条 会計は、毎年△月の総会において決算報告を行い、承認を得るものとする。これに先立ち会計は、当該年度の経理に関し会計監査員の承認印を添えるものとする。

(会員の資格の喪失)

第 21 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 22 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 23 条 前項の規定により除名された者の退会は、第 19 条第 6 項の規定にかかわらず、既納の入会金及び会費、その他の抛出金品は返還しない。

第 6 章 損害補償

(スポーツ保険への加入)

第 24 条 会員は入会后速やかにスポーツ団体傷害保険に加入するものとする。

(保険手続きと免責)

第 25 条 会員が、練習、大会、遠征等の本クラブの活動に参加している際、事故により負傷等した場合、本クラブは前条に定める保険手続きによる以外は、一切その責任を負わないものとする。

第 7 章 守秘義務

(守秘義務)

第 26 条 本クラブで知り得た個人情報、他に漏らしてはならない。また、会員各位の個人情報はクラブの運営事務のみに利用し、安全に管理する。

第 8 章 緊急事態

(緊急事態)

第 27 条 会長は、本規約の定めるもののほか、不測の緊急かつ重大な事態が生じた際は、可及的速やかに総会、役員会を招集し対処しなければならない。

第9章 物品等の帰属

(物品等の帰属)

第28条 本クラブの会費により購入した物品、または設置した施設は、本クラブに帰属するものとする。

第10章 規約改正

(規約の改廃)

第29条 本規約は、総会出席者の過半数の賛成をもって、改正もしくは廃止することができる。

第11章 雑則

(補則)

第30条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

この規約は、令和◇年◇月◇日より施行する。